

選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会会則にもとづいて、会長及び副会長選出のための選挙や 投票が公正かつ適正に行われることを目的とします。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙及び投票が正しく行われるため、選挙管理委員会（以下委員会という）を置きます。

第3条 委員会は各学級の代表（2名）で 構成します。選出は投票予定日の60日以 内とし、その任期は選出の日から開票日の翌日までとします。

第4条 委員会は委員の互選によって選出された委員長1名、副委員長2名を置きます。

第5条 選挙管理委員会は、次のことからを行います。

- (1) 選挙は前任者の任期終了前 60 日以内 に行います。
- (2) 公示は投票予定日の 15 日前に行います。
- (3) 立候補の受付けは公示より 10 日以内に行い、告示を投票日の5日前に行います。
- (4) 選挙運動の細則決定を行います。
- (5) 選挙公報の発行をします。
- (6) 立会演説会を開催します。

- (7) 投票と開票の管理を行います。
- (8) 開票立会人は、委員長が各学年1名委嘱します。
- (9) 選挙及び投票の結果を投票日の翌日報告します。
- (10) その他、選挙及び管理に必要な一切のことを行います。

第6条 委員が健康上の理由又は転出や立候補によって欠けた場合は、その学級より任期終了日まで代行を出さなければなりません。

第3章 候補者

第7条 選挙管理委員、執行部員が立候補するときは、その役職を辞任しなければなりません。

第8条 対立候補がない場合は、信任投票を行い、過半数を得た場合に当選とします。

第9条 立候補者は、立候補受付期間中に推薦責任者をそえて、所定の用紙で委員会に届け出なければなりません。

第4章 選挙運動

第10条 選挙運動は、公明正大に行われるものとします。

第11条 選挙運動の期間は、立候補届け出の日から投票前日までとします。

第12条 選挙運動は、委員会の定める細則によります。

第5章 投票

第13条 選挙はすべて投票によって行われ、1人1票とします。

第14条 選挙人及び投票人は、投票用紙に自書で投票します。代理投票、不在投票は認めません。

第15条 投票用紙には、いっさい選挙人の氏名を書いてはいけません。すべて投票の秘密は守らねばなりません。

第6章 開 票

第16条 開票は、開票立会人が立ち会のうえて、委員が行います。

第17条 つぎのような投票は無効とします。

- (1) 正規の用紙でないもの。
- (2) 立候補以外の氏名をかいたもの。
- (3) 選挙人の氏名を書いたもの。
- (4) 記載が不明確なもの。
- (5) 自書しないもの。
- (6) その他、委員会が不相当と認めたもの。

第18条 定員以上の立候補者がある選挙に おいて、開票結果が同得票数の場合は、委員会の行う抽選によって当選を決めます。

第7章 改 正

第19条 この規定の改正は、全校学級委員長会の構成員の過半数以上の同意を得なければなりません。

第8章 附 則

第20条 この規定は、校長先生の承認を得た日より実施します。